

## 共同募金による地域活動応援事業 実施要綱

### 1. 目的

この助成事業は、民間の社会福祉事業を支える貴重な財源である共同募金の趣旨を踏まえて、地域の課題解決のために地域住民が主体となって行う取り組みを支援することを目的に実施する。

### 2. 実施主体

社会福祉法人 京極町社会福祉協議会

### 3. この助成事業は、赤い羽根共同募金と京極町社会福祉協議会福祉基金を財源とする。

### 4. 助成対象事業

以下の条件を全て満たしている住民主体の取り組みに対し助成する。

- (1) 住民参加による福祉のまちづくりにつながる活動であること
- (2) 営業、営利を目的としないこと
- (3) 公的助成を受けていない活動であること
- (4) 共同募金による事業であることを明示すること

### 5. 対象経費

助成対象となる経費は、助成対象事業を実施するにあたり直接必要とする経費だけを対象とする。なお、次に挙げる経費は原則対象外とする。ただし、相応の理由が認められる場合はその限りではない。

- (1) 飲食に関する経費
- (2) 景品費

### 6. 助成の対象者

京極町内に事務局を置くボランティアグループやNPO法人等の非営利団体及び京極町内在住の個人とする。

### 7. 助成期間

毎年度4月1日から翌年3月31日までとする。

### 8. 助成金額

1事業10万円且つ総事業費の9/10以内を限度とする。

### 9. 申込の方法

- (1) 助成を希望する団体は、助成金申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、当

会へ提出すること。

(2) 申込期間は、毎年度4月1日から翌年3月31日までとする。

10. 助成の決定

助成は会長が予算の範囲内で助成先および金額を決定する。

11. 助成金の支払い

助成金は、助成金決定通知を行った後10日以内に支払う。

12. 事業実績報告書の提出

助成金の決定を受けた者は、事業実績報告書（様式第2号）を、事業終了後1ヶ月以内に当会へ提出すること。

13. 助成事業の広報

助成事業については、社協広報等で周知する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。